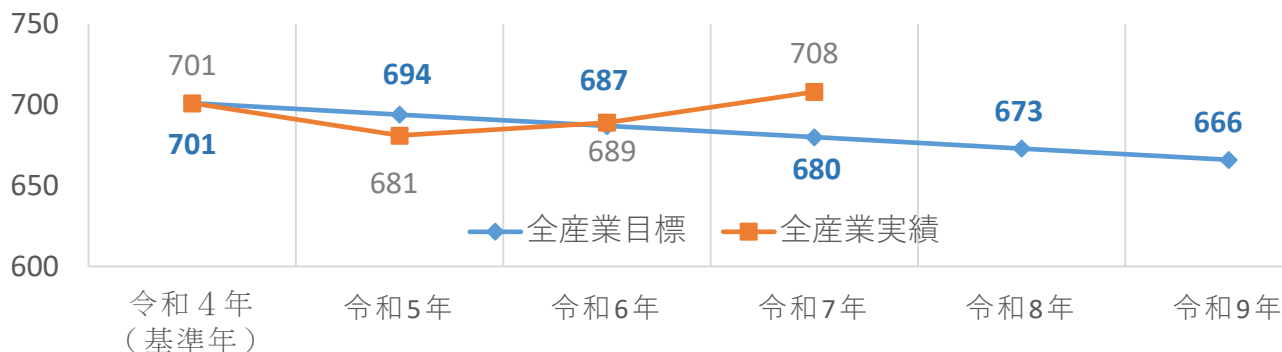


第14次労働災害防止推進計画の経過について (3年目終了時点)

グラフ1

新型コロナウイルス感染症による災害発生件数を除いています。



第14次労働災害防止推進計画は、令和9年までに令和4年の休業4日以上の死傷災害を5%減少させることを目標に災害防止の各種取組をお願いしています。令和4年を基準年とし、令和5年からスタートした第14次労働災害防止推進計画においては、第13次労働災害防止計画において目標達成の妨げとなった「行動災害」の増加に対して、事業者や労働者における意識高揚を図るべく、自発的取り組みを促す施策が盛り込まれています。

【アウトカム指標】

※死傷災害にかかる目標は、新型コロナウイルスへのり患によるものを除いて決定した。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	基準年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
転倒の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに増加に歯止めをかける。	179人以下	179人	205人	181人	211人	
災害に占める割合26%以下	26%	30.1%	26.3%	29.8%		
転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに35日以下とする。	35日以下	38.3日	39.5日	37.8日	38.2日	
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。	20人以下	20人	39人	15人	9人	
社会福祉施設の災害に占める割合17%以下	20%	22.0%	15.1%	9.5%		

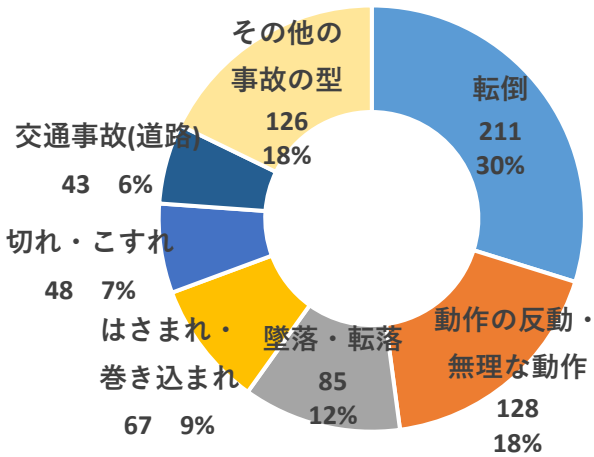
化学物質等による健康障害防止対策

化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、令和4年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が7人以下		2人	2人	0人		
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が21人以下		6人	11人	9人		

高齢労働者の労働災害防止対策

60歳以上の労働者による死傷者数を、令和4年と比較して令和9年までに増加に歯止めをかける	163人以下	163人	224人	185人	205人		
災害に占める割合24%以下	23%	32.9%	26.9%	29.0%			

グラフ2



その他の事故の型内訳

○激突され	16件
○激突	30件
○高温・低温の物との接触	27件
○飛来・落下	28件
○崩壊・倒壊	6件
○上記以外	29件

事故の型別分類

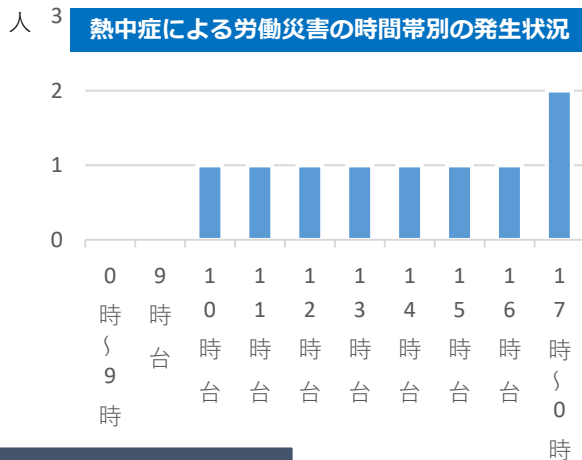
グラフ2の令和7年における事故の型別発生状況では、転倒は211件（30%）と最も多く、次いで、動作の反動・無理な動作128件（18%）、墜落・転落85件（12%）の順となっています。転倒（令和6年181件）、反動・無理な動作（令和6年116件）は令和6年と比べ増加し、この2つの事故の型の災害で297件・43%となり、大きな割合を占めています。重篤な災害につながりやすい墜落・転落災害は令和6年の106件から減少しています。

転倒災害については、神奈川労働局ホームページ「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」を参考とした職場における転倒災害リスクの排除に向けた取り組みや、転倒災害に関する労働者への教育や啓発等の意識高揚に向けたより一層の取り組みをお願いします。

※「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」では、神奈川県内の事業場の取組事例も紹介しています。（右QRコード）



熱中症による労働災害の時間帯別の発生状況



グラフ3

熱中症による業種別発生件数

○製造業	2件
○建設業	2件
○商業	3件
○警備業	1件
○その他の事業	1件

熱中症発生状況

グラフ3は令和7年における熱中症による休業4日以上労働災害数を時間帯別に示しています。令和7年の熱中症（休業4日以上）の発生件数は9件と令和6年の11件から若干の減少となりました。業種別にみると、警備業、建設業等の屋外作業だけでなく、製造業や商業などの屋内作業の業種でも発生しています。時間帯では、各時間帯まんべんなく発生しており、時間帯にかかわらず熱中症が発生するリスクがあることが読み取れます。積極的に水分・塩分補給を実施することや疲労度を考慮した業務配分、健康管理が必要と考えられます。

※熱中症を生ずるおそれのある作業についての労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ほか「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の内容は厚生労働省のホームページを確認ください。（右QRコード）

